

「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」
(第13回会合) 議事要旨

1. 日時

平成19年7月2日(月) 18:00~18:30

2. 場所

総務省第1特別会議室(8F)

3. 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

石橋庸敏、音好宏、小池不二男、後藤滋樹、清水俊彦、多賀谷一照、竹岡哲朗、
寺坂和利、中村正孝、藤咲友宏、藤本勇治、森忠久、山口博續、山下東子

(2) 総務省

鈴木情報通信政策局長、中田大臣官房審議官、山根総務課長、武田衛星放送課
長、藤島地域放送課長、本間地域放送課技術企画官、井上地域放送課課長補佐

4. 議事内容

(1) 開会

(2) 議題

- ・提出された意見及び本研究会の考え方(案)について
- ・報告書(案)について

(3) 閉会

5. 主な議論

6月に行われた意見募集で寄せられた意見に対する本研究会の考え方と、報告書(案)の修正点について、事務局から説明がなされた後、それぞれについて以下のような質疑応答が行われた。

- いただいた意見に対する当研究会の考え方は、これでよいと思う。
衛星放送とケーブルテレビの関係について言えば、衛星放送協会や番組供給事業者がケーブルテレビ連盟に加入しており、連盟に設置されている2者懇談会や番供等事業者部会において、意見の内容等について一層議論を深めていくべきと考える。
- 番組供給事業者から、意見の内容のような声が上がっているのは承知。
現在、個々の番組供給事業者とケーブルテレビ事業者・MSOとの契約において大きな問題が発生しているとは思っていないが、事業者共通の問題があれば、連盟との2者懇談会等で議論をしていきたい。
- 衛星プラットフォームとしてはスカパーJ S A Tだけだが、一方でケーブルテレビのMSO化が進展しつつある。今のところ大きな問題はないが、意見の内容は今後を慮ってのことと思われる。
今後、ケーブルテレビ業界単独でなく、衛星放送、番組供給事業者、役務放送事業者も含めて議論するだろうが、これは、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の土俵での話。また、場合によっては、ケーブルテレビ連盟の会合でケーブル・衛放協・番供の3者が議論するだけでは済まなくなるだろう。
- 10年前と比べてコンテンツの重要性が増し、コンテンツ強化の声が上がっている。それぞれの意見を出し合いながら、いかにして多チャンネル放送のマーケットを拡大するかを検討する必要がある。
規制等をすると動きにくくなることもあり、慎重に対応していく必要があると考える。
- 外国の放送事業者にはY o u T u b eと提携したり、独自にインターネットで番組を流しているものもある。
今後、これまでの番組供給事業者と異なる強力な番組供給システムが出現した場合、閉鎖網的な番組提供システムのケーブルテレビは、どのように転換してゆくのか予断を許さないところ。その場合には、著作権法の観点や区域外再送信の観点で関わってくるところがあるだろう。
- 本研究会の第1回目から1年半が経過し、ケーブルテレビを取り巻く環境が大きく変化したと感じる。
当初は、ケーブルテレビの位置づけが明確になればいいと考えていたが、議論を重ね、収束せず拡大していった。ケーブルテレビは、地域メディア、国際的技術、ユビキタス社会等様々な方向で拡大できるということだと思う。
今後、コンテンツ、他のメディアとのバランスが取れると、より自由度の高いケーブルテレビ市場が開かれると思う。

○ 意見への回答にあるように、今後、メディア横断的な検討が重要になってくると認識。2010年代に向け、本報告書をステップとして次の作業が必要。

○ インターネットは出現した課題を解決しながら発展してきた。今後のIP技術も、メディア融合の現状から、それぞれのアプリケーションで出現した課題を解決しながら発展し、ケーブルテレビの技術に応用され、相互に発展していくものと考え。

(座長取りまとめ発言)

○ 1年半の間にいろいろなことがあり、通信・放送関係の分野は激動している状況であり、この報告書では、今後の通信・放送融合法制の中でケーブルテレビがどう生き残っていくかという最終的な方向性を出すまでに至っていない。

ケーブルテレビは地域に密着した伝送システムであり、地域密着型の放送コンテンツを確実に提供できる利点を活かして、通信・放送融合法制の下でも活躍の場を見出せると考える。

他の放送事業者は、戦略的にソフト・ハードのどちらかにシフトしていくと思われるが、ケーブルテレビは、地域に密着し、ソフト・ハード一致型の方向で進むべきであると思う。

ケーブルテレビが、この報告書の内容を活用して発展してほしい。

(以上)